

平成28年10月26日

尾張旭市議会議長 殿

議会のあり方検討会

座長 武田 なおき

議会のあり方検討会報告書

議会のあり方検討会設置要綱第6条に基づき検討結果を下記のとおり報告します。

記

《尾張旭市議会における災害発生時の対応要領について》

議会本部の構成のあり方について、本部役員の必要性や中学校区割であることの是非について疑義が生じていることから、要領及びマニュアルの見直しについて検討を行った。

災害発生時には予想外のことも起こり得ることから、各議員はそのときの状況に応じた判断・行動が求められるケースが考えられる。現在のマニュアルには、初動時における議員の議会本部への参集や、議会本部の構成を中学校区割としているが、必ずしもマニュアルに則った行動ができるとは限らない。各議員は地域における活動に専念し、柔軟な判断・行動を行うものとし、議会本部の構成及び議員の行動は簡潔明瞭であることが望ましいとの意見で一致した。

また、本部長（議長）の市災害対策本部への傍聴や、議員派遣に関する記述等の所要の整備を併せて行い、これらの検討結果を踏まえた別紙改正案を作成した。

【改正案の主な内容】

- ①中学校区割を廃止する
- ②本部役員及び本部員を廃止し、議会本部の構成を本部長（議長）、副本部長（副議長）、とする。
- ③議会本部の設置場所の規程を追加する。
- ④議会事務局は、議会本部の事務を補佐する。（議会事務局職員は、議会での事務に携わる一方、市災害対策本部の役も受け持つことから、議会本部の構成には入れない。）
- ⑤本部長（議長）の市災害対策本部の傍聴について要領に盛り込む。
- ⑥安否確認の方法は、そのときの状況に応じて対応する（会派単位、個人単位、メール、直接いずれの方法かの対応は、各議員の判断による）
- ⑦各議員は地域の活動に専念し、本部長（議長）から指示があった場合は議会本部へ参集する。
- ⑧議員派遣の手続きについてマニュアルに記述する。

以上

尾張旭市議会における災害発生時の対応要領（改正案）

平成25年3月22日制定

（趣旨）

第1条 この要領は、尾張旭市において地震や風水害（以下「地震等」という。）の災害が発生したときに、尾張旭市議会が尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自ら迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（議会本部の設置）

第2条 尾張旭市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、必要に応じ尾張旭市議会内に尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置することができる。

2 議会本部は、尾張旭市庁舎内「尾張旭市議会事務局」に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは、議長が別に定める。

（議会本部）

第3条 議会本部は、本部長、副本部長をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括するとともに、必要に応じ市対策本部の会議等を傍聴し、情報収集に努めるものとする。また、本部長（議長）が必要と認める場合は、議員に対し、議会本部への参集を求めることができる。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（議会本部の任務）

第4条 議会本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部からの災害情報を各議員に提供すること。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じ国・県等へ要望を行うこと。
- (6) その他、本部長（議長）が必要と認める事項に関すること。

（議員の対応）

第5条 議員の対応は次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 議会本部より情報の提供を受けること。

- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じ議会本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。
- (6) 本部長（議長）から議会本部への参集の指示があった場合、議会本部へ参集すること。
- (7) その他、本部長（議長）の指示があった場合には指示に基づき行動すること。

（行動マニュアル）

第6条 議会本部の構成及び地震等の災害の発生初期に対応するため、別に「尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル」（以下「行動マニュアル」という。）を作成する。

（議会事務局の対応）

第7条 議会事務局は、議会本部の事務を補佐する。

- 2 議会事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、議会本部へ情報提供を行う。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

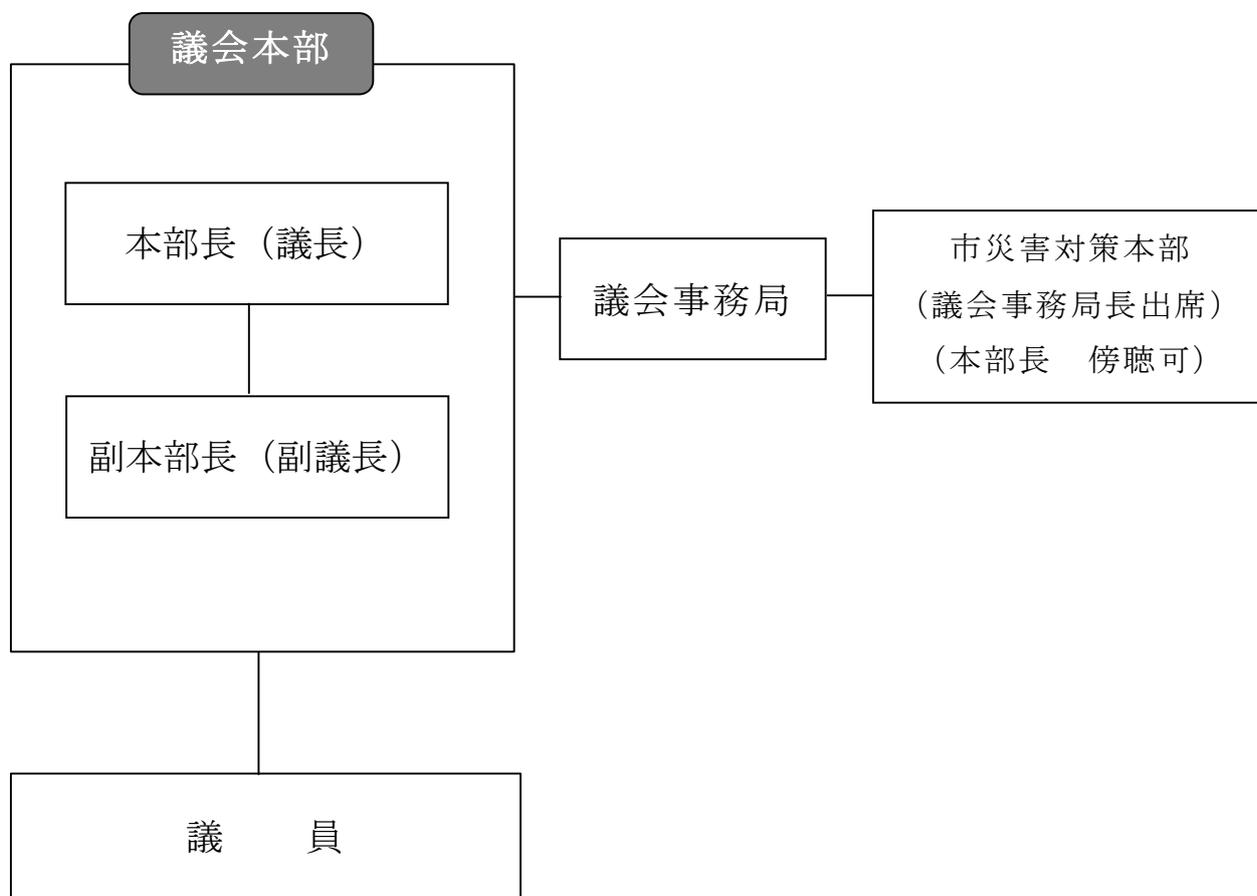
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル

《議会本部の構成》



※議会本部は、本部長、副本部長で構成し、議員は本部長（議長）の要請があったときに議会本部に参集する。

《台風等風水害時の対応》

台風等の風水害により、尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合の対応は次のとおりとする。

- 1 事務局長は、市対策本部が設置された旨を議長、副議長に連絡する。
- 2 議長及び副議長の協議により、尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置する。
- 3 事務局長は、次の表に定める参集基準に応じ、表の右欄に掲げる者に連絡する。

参集基準	参集範囲
市対策本部が第2非常配備 ＜警戒体制＞としたとき	議長、副議長
市対策本部が第3非常配備 としたとき	
本部長（議長）から指示が あったとき	議員

- 4 市対策本部から提供された災害情報等は、事務局長から議長、副議長に報告のうえ、随時、議員に情報提供を行う。
- 5 議員が地域で収集した情報は、議会本部に報告する。
- 6 報告された情報は、議会本部が整理し、必要に応じて市対策本部に提供する。

《大規模地震発生時の対応》

1 初動時の参集基準

議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。

参集基準	参集範囲
市対策本部が第2非常配備<警戒体制>としたとき	議長、副議長
市対策本部が第3非常配備としたとき	
震度5弱以上	
本部長（議長）から指示があったとき	議員

2 参集及び活動時の留意事項

(1) 服装、携行品

防災活動に支障のない安全な服装（防災服等）の着用に努め、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、メモ帳等必要な用具等ができる限り携行する。また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として徒歩、自転車等による。

(3) 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の収集

議員は、被害状況や災害状況の情報収集を行う。

《その他》

議長は、議会本部を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、議員派遣の手続きを行うものとする。ただし、議員派遣が直ちに公務災害補償対象となるわけではなく、公務性は活動の内容により判断される。二次災害が起こらないように、服装や行動範囲・内容に十分留意し、安全第一で行動すること。